兵庫県後期高齢者医療広域連合 御中

同　意　書

私が第三者（　　）　に対して有する損害賠償請求権は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項(注1)の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という）が、保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、次の事項に同意します。

なお、市町条例による福祉医療費の助成を受けた場合も同様とします。

1　保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を第三者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書等の写しを添付すること。
2　私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること。
3　保険者が医療機関等に対して事故による診療等に関する内容の照会を行い、医療機関等から情報提供を受けること。
4　保険者が保険給付又は損害賠償の支払の請求に必要と認める場合、官公庁、損害保険会社、他の保険者等の各機関に照会を行い、その照会内容について情報を提供し、また受けること。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1　第三者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2　第三者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
3　第三者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
4　治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

年　　月　　日

被保険者

住所

氏名　　（印）

※被保険者本人の署名または記名押印

（注1）高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項
後期高齢者広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（注2）高齢者の医療の確保に関する法律第58条第3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている兵庫県国民健康保険団体連合会を含む。